

世界遺産
「紀伊山地の霊場と参詣道」
に関する
包括的な保存管理計画

平成27年度

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画

平成17年（2005）10月4日 作成
平成27年（2015）12月1日 改訂
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会

目次

第1章	計画の目的と策定の経緯	1
1.	目的	1
2.	策定の経緯	3
第2章	構成資産の概要	4
第3章	保存と管理	6
1.	保存管理の基本方針	6
2.	構成要素の明確化	7
3.	適切な保存管理方法の提示	9
第4章	周辺環境の一体的な保全（緩衝地帯）	14
第5章	整備と活用	17
第6章	運営体制の整備	18

第1章 計画の目的と策定の経緯

1. 目的

「紀伊山地の霊場と参詣道」（以下、「資産」という。）は、三重県・奈良県・和歌山県の3県に所在する日本古来の自然崇拜に基づく神道、大陸から伝わって日本で独自に発展した仏教、神道と仏教が混淆して形成された神仏習合及び道教をも交えて形成された修験道などの霊場と、それらを結ぶ参詣道から成る。

霊場の一つである高野山は9世紀初頭に空海によって開創された真言密教の信仰の地で、我が国における仏教聖地の極めて重要な事例である。熊野の本宮・新宮・那智の熊野三山は「日本第一大霊験所」として12世紀以来皇族・貴族の信仰を集め、多数の参詣者が訪れて「蟻の熊野詣」と称される現象を生ずるほどの賑わいを見せた。また、吉野・大峯は古代から山岳宗教の場として修験の本山とされ、日本第一の霊山として中国にもその名が伝わった地である。3つの霊場を結ぶ参詣又は巡礼の経路は信仰の拡大とともに順次整備され、山嶺や谷間に通ずる石畳などの道のみならず、熊野川や熊野灘に臨む七里御浜など自然の河川及び海岸の浜辺などにも及んでいる。これらの参詣又は巡礼の道は今日においてもなお良好な形で遺存するとともに、参詣や物資運搬の道として使われ機能している。沿道に展開する天然林や人工林などの森林も、信仰及びそれを基盤とする生活又は生業などと密接に関わる文化的景観として独特の価値を構成している。このように、現在もなお民

衆の中に息づく霊場と参詣道は、極めて高い歴史上又は学術上の価値を持っている。

世界遺産の構成資産は、史跡名勝天然記念物（以下、「史跡等」という。）と国宝及び重要文化財から成る。これらの個別の史跡等、国宝及び重要文化財は、それ自体として極めて高い歴史上又は学術上の価値を持つものであるが、世界遺産という一群の文化財として捉えた場合、先述した歴史的・空間的な文脈の中で、相互の有機的な関連性の下に存在するものである。したがって、一連の史跡等、国宝及び重要文化財から成る世界遺産を確実に保存し、次世代へと継承していくためには、世界遺産の全体を包括する保存管理計画を定めるとともに、特に構成資産の土地である史跡等については、包括的保存管理計画に基づき、個別の保存管理計画を策定することが必要である。そして、地域の住民を含め、史跡等が所在する市町村等の地方公共団体が中心となって、国立公園・国定公園にあっては環境省・3県・公園事業者との協力の下に、適切な保存と活用の施策を進めていく必要がある。そのため、文化庁の協力の下に三重県・奈良県・和歌山県の教育委員会が包括的な保存管理計画の策定を行い、これに基づいて3県が各県に所在する構成資産のうち主として構成資産の土地である史跡等を対象として保存管理計画を策定することとした。さらに、3県教育委員会の統括的な支援の下に、市町村がそれぞれ個別の史跡等について保存管理計画を具体化し、それらを実行していくための課題等の整理を行うこととした。（図1参照）

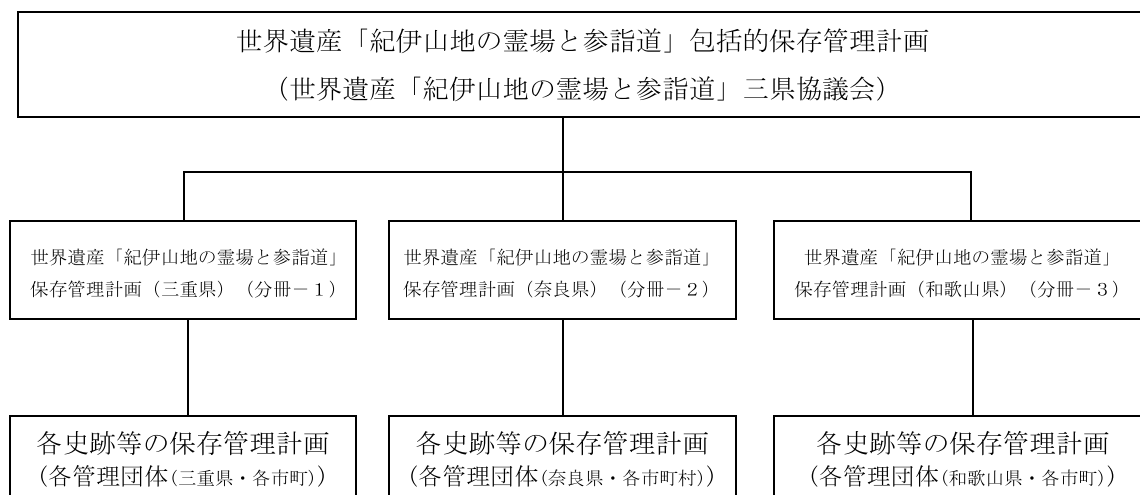


図1 包括的保存管理計画・各県保存管理計画・各史跡等保存管理計画の関係

2. 策定の経緯

(1) 世界遺産一覧表への推薦に向けての経緯

世界遺産の構成資産のうち、特に所有関係が複雑な土地に直接関連する史跡等については、各個別史跡等の保存管理計画を策定することが不可欠であると考えられた。そのため、三重県・奈良県・和歌山県の各教育委員会の下に各専門分野の研究者及び各地域の住民代表等から成る学術委員会**が設置され、それらを代表して3県合同の総合学術委員会*が設置された。各々の保存管理計画の内容には、これらの各委員会における審議の成果が反映された。

さらに、文化庁及び3県教育委員会間の調整を踏まえ、3県下に設置された各学術委員会**及び3県合同の総合学術委員会*における審議を経て、世界遺産の全体を包括する保存管理計画が策定された。

各県下における学術委員会**及び3県合同の総合学術委員会*の開催経過については、3県ごとにまとめた世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画（分冊1～3）において示すとおりである。

*及び**の正式名称は次に示すとおりである。

* 「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会

** 三重県世界遺産学術調査委員会、
奈良県世界遺産学術調査委員会、
「高野・熊野」世界遺産登録学術調査委員会

(2) 世界遺産登録後の経緯

平成16年7月7日に「紀伊山地の霊場と参詣道」は世界遺産一覧表に記載されたが、その際に世界遺産委員会は保存管理計画の内容について追加情報を求めるとともに、保存管理体制の整備について勧告を付した。この勧告に基づき、三重県・奈良県・和歌山県は平成17年5月19日に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』（以下、「三県協議会」という。）を設置し、文化庁の指導の下に包括的保存管理計画を改訂するとともに、各史跡等の保存管理計画をまとめて各県ごとの世界遺産保存管理計画（分冊1～3）を策定した。

なお、3県は、各々の状況に合わせて保存管理及び整備活用の運営体制を整備しており、三県協議会の下に各県が設置した組織の体制については、各分冊において示すとおりである。

(3) 世界遺産軽微な変更提案の経緯

三県では、世界遺産一覧表に記載された以降も、調査研究を継続して実施した。その結果、高野参詣道及び熊野参詣道の一部で、今日でも良好な形で遺存しており、かつ、現在も機能している参詣道が、発見・確認された。これらの参詣道を、世界遺産

構成資産に追加登録するための軽微な変更提案の実施に際して、包括的保存管理計画及び各県ごとの世界遺産保存管理計画を改訂した。改訂に際しては、文化庁の指導並びに三県協議会とその下で「学術調査委員会」が再編成された三県協議会専門委員会で審議を行った。

第2章 構成資産の概要

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の各構成資産について、国内法に基づく史跡等、国宝及び重要文化財の指定状況をまとめたものが表1である。その詳細については、分冊1～3を参照されたい。

表1 条約上の資産種別と、登録資産の国内法上の指定状況

ID	資産内容			条約上の遺産種別				
	資産エリア	記号	資産名称	国宝	重要文化財	国内法上の指定状況 (参考)所在範囲の 土地指定状況	②遺跡(文化的景観を含む)	
001	1 吉野・大峯	A	吉野山	—	—	—	—	
002		B	吉野水分神社	—	吉野水分神社(本殿、拜殿、幣殿、楼門、回廊)	史跡及び名勝	吉野山	
003		C	金峯神社	—	—	—	大峯奥駈道	
004		D	金峯山寺	金峯山寺本堂 金峯山寺二王門	—	—	史跡及び名勝	吉野山
005		E	吉水神社	—	吉水神社書院	—	—	—
006		F	大峰山寺	—	大峰山寺本堂	史跡	—	—
007	2 熊野三山	A	熊野本宮大社	—	熊野本宮大社(第一殿・第二殿・第三殿・第四殿)	史跡	—	
008		B	熊野速玉大社	—	—	—	—	
009		C	熊野那智大社	—	熊野那智大社(第一殿、第二殿、第三殿、第四殿、第五殿、御厨、御厨、御厨、御厨)	史跡	熊野三山	
010	D	青岸渡寺	—	那智山青岸渡寺本堂	—	—	—	
011	E	那智大滝	—	那智山青岸渡寺宝篋印塔	—	—	那智大滝	
012	F	那智原始林	—	—	—	—	那智原始林	
013	G	補陀洛山寺	—	—	—	—	—	
014	3 高野山	A	丹生都比売神社	—	丹生都比売神社本殿 丹生都比売神社楼門 金剛峯寺山王院本殿 金剛峯寺奥院経蔵 佐竹義重霊屋 松平秀康及び母霊屋 上杉謙信霊屋 金剛峯寺大門 金剛三昧院経蔵 金剛三昧院四所明神社本殿 金剛三昧院客殿及び台所 金剛峯寺徳川家霊台(家康霊屋、秀忠霊屋) 慈尊院 慈尊院勸堂	史跡	丹生都比売神社境内 熊野三山	
015		B	金剛峯寺	金剛峯寺不動堂 金剛三昧院多宝塔	—	—	史跡	金剛峯寺境内
016		C	慈尊院	—	—	—	史跡	—
017	D	丹生官省符神社	—	丹生官省符神社本殿	—	史跡	高野参詣道	
018	4 参詣道	A	大峯奥駈道	—	玉置神社社務所及び台所	史跡	大峯奥駈道	
019		中辺路	—	—	—	—	—	
020	B 熊野参詣道	小辺路	—	—	—	—	—	
021		大辺路	—	—	—	—	—	
022		伊勢路	—	—	—	—	—	
022		熊野の鬼ヶ城附 獅子巖	—	—	—	—	—	
023	C 高野参詣道	町石道	—	—	—	—	熊野の鬼ヶ城附獅子巖	
		三谷坂	—	—	—	—	—	
		京大坂道不動坂	—	—	—	—	—	
		黒河道	—	—	—	—	—	
■国内法上の指定文化財数				4件	23件	史跡(7件)、史跡及び名勝(1件)、名勝(1件) 天然記念物(4件)、天然記念物及び名勝(1件)	14件	
	■登録資産数			27件				

登録資産エリアのうち、1A～F、2A～F、4A及びBの一部は吉野熊野国立公園に含まれる。また、登録資産エリアのうち、3B、4B及び4Cの一部は高野龍神国立公園に含まれる。

第3章 保存と管理

世界遺産の範囲が広域に展開し、構成資産が極めて多岐にわたることから、第一に世界遺産の全体について包括的な保存管理の基本方針及び方法について定め、それらを各構成資産の規模・性質・立地条件等に合わせて個別の構成資産の保存管理の方針及び方法へと具体化することとする。個別の構成資産の保存管理方針及び方法については、三重県・奈良県・和歌山県の3県ごとにまとめた分冊1～3において示すとおりである。

1. 保存管理の基本方針

保存管理の包括的な基本方針は、以下の6点である。

(1) 構成資産の諸要素を明確に把握すること

構成資産の規模・性質・立地条件等に応じて、資産の諸要素を明確に把握する。その際には、構成資産の本質的価値を構成する諸要素と、構成資産の土地に含まれ本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素の2種類の区分に基づくものとする。

(2) 構成資産の諸要素について適切な保存管理の方法を具体化すること

構成資産の規模・性質・立地条件等に応じて、構成資産の諸要素について適切な保存管理の方法を定める。

特に構成資産のうち土地である史跡等については、諸要素ごとに定めた保存管理の方法に基づき、指定地内で予想される各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）に対する具体的な取扱基準を定める。

史跡等のうち、特に史跡及び人文的名勝については、地上に価値を表している地形・地物、建造物及び工作物等の観点のみならず、地下に埋蔵されている遺構・遺物の観点からも、諸要素の種別に即して適切な保存管理の方法を定める。

また、自然的名勝及び天然記念物については、それらが名所又は由緒地として人々に親しまれてきた歴史的経緯及び文化的背景のみならず、自然的要素が密接に関連する信仰や宗教などの無形の諸要素にも十分配慮した保存管理の方法を定める。

(3) 生きている資産としての価値の継承にも十分配慮した保存管理を行うこと

各構成資産が、宗教儀礼の場や道及びその関連施設として、現在もなお使われ機能し続けていることに十分配慮した保存管理の方法を定める。また、史跡等が生業・生活、信仰などの精神的側面と密接に関連する文化的景観の性質を備えていることにも十分配慮した保存管理の方法を定める。

(4) 周辺環境を含めた一体的な保全の方策を講ずること

各構成資産の多くが線状に延びる参詣道や河川であったり、信仰や宗教と密接に関連する山岳・河川・滝等の自然的地域を広く含んでいたりすることから、構成資産の

みならず沿道・川沿いを含めた周辺の文化的景観の地域をも十分視野に入れた保全の方策を講ずることとする。

(5) 確実な保存管理のために、適切な整備活用に関する施策を進めること

保存管理を確実に進めるためには、適切な整備活用の方針を示し、それらを着実に実現していくことが必要である。紀伊山地特有の文化的景観に包まれた参詣道をたどり、社寺境内や行場をはじめ歴史的・文化的資産を体験することができるように、日常的な維持管理及び構成資産の適切な整備活用の施策を進める。なお、整備活用に関する具体的計画については別途定めるものとする。また、風水害等による地形崩壊や土砂流出又は地震・津波等による被害への対応策を検討することが必要である。

(6) 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、組織体制及び運営体制の整備を行うこと

地域住民が構成資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できる状況を作り出すとともに、市町村における組織体制及び運営体制を整備し、社寺等の所有者をはじめ3県及び文化庁、関連諸機関との連携体制を強化する。

2. 構成要素の明確化

世界遺産の構成資産は、以下の樹形図に示すとおり、「構成資産の諸要素」とその「周辺環境を構成する諸要素」に大別できる。さらに、「構成資産の諸要素」には、当該「構成資産の本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地（史跡等の指定地）に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」の2種類がある。

三重県・奈良県・和歌山県の3県ごとの分冊においては、この樹形図に基づき諸要素を系統的に特定することとする。

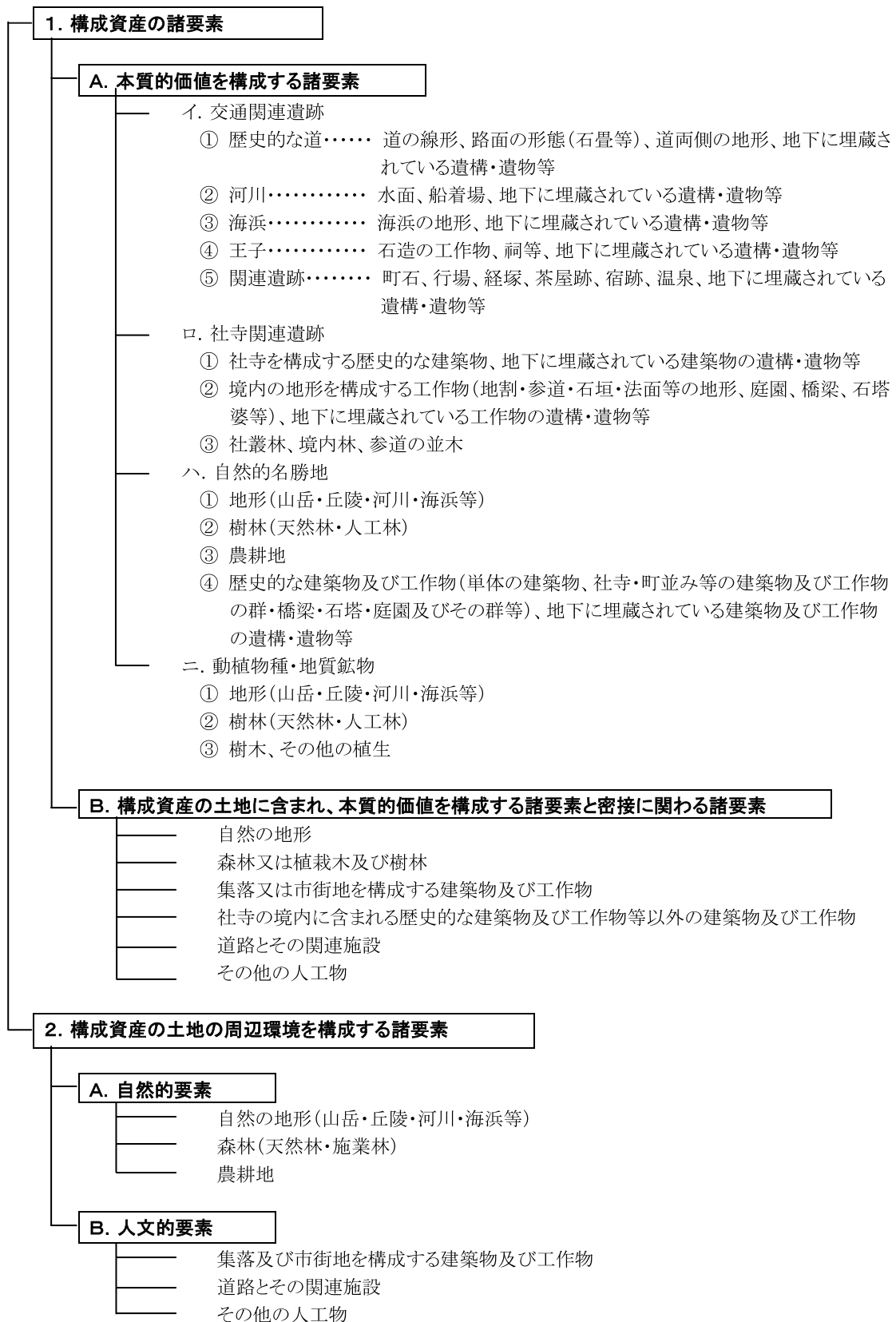


図2 世界遺産の構成資産である史跡等とその周辺環境の構成要素

3. 適切な保存管理方法の提示

構成資産の規模・性質・立地条件等により、本質的価値を構成する諸要素及びその土地に含まれ本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素、周辺環境を構成する諸要素のそれぞれの態様は異なる。したがって、これらの諸要素の形態及び性質を踏まえて、包括的な保存管理の方法を定めることとする。さらに、構成資産のうち土地である史跡等の指定地において、予想される現状変更等に対する取扱基準を具体化することとする。

前節において分類した各構成要素ごとの包括的な保存管理の方法については、以下に示すとおりである。また、それらに基づく具体的な保存管理の方法と構成資産のうち土地である史跡等の現状変更等に対する取扱基準については、各県ごとに作成した個別の保存管理計画において示すとおりである。

(1) 構成資産の諸要素

A. 本質的価値を構成する諸要素

構成資産の本質的価値を構成する諸要素については、原則として地上に表出している遺跡のみならず、地下に埋蔵されている遺跡の観点からも厳密な保存を図り、き損し又は衰亡している場合には適切に復旧（修理）を行うこととする。復旧（修理）及び整備に当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とするとともに、参詣道や王子その他の宗教関連施設等が現在もなお使われ機能していることに十分配慮した技術的手法を採用することとする。

イ. 交通関連遺跡

① 歴史的な道

参詣道の線形、石畳・地道等の路面の形態、排水路及び自然植生による法面等の道両側の地形など、遺存する道を構成する諸要素に着目しつつ、それらの厳密な保存管理を行う。復旧（修理）及び整備に当たっては、参詣道が今もなお人の通行や物資の運搬にも機能していることを十分考慮し、保存と活用の両視点から適切な技術的手法について検討することが必要である。また、現在も機能していることから、通行の安全を確保するためにも、定期的な巡回を十分に実施することが必要である。

② 河川

水面を維持するとともに、船着場をはじめとする歴史的な施設等の厳密な保存管理を行う。防災及び復旧の事業については、川が持つ「歴史的な道」としての本質的価値の保存について十分配慮することが必要である。

③ 海浜

地形の厳密な保存管理を行う。防災及び復旧の事業については、海浜が持つ「歴史

的な道」としての本質的価値の保存について十分配慮することが必要である。

④ 王子

社地を構成する地形の維持を図るとともに、社地内に遺存する石塔婆、祠等の歴史上の価値を持つ工作物の厳密な保存管理を行う。また、社地に群生し、深遠なる雰囲気醸し出す樹木又は樹林については、必要に応じて保護増殖を図るなど適切な管理を行う。

⑤ 関連遺跡

沿道に遺存する町石・経塚等の工作物の厳密な保存管理を行う。また、茶屋跡や宿跡を構成する地形をはじめ、建築物又は工作物の厳密な保存管理を行う。宗教関連の施設である行場や、行楽の施設として利活用されている温泉などについては、保存と活用の調整の観点から適切な保存管理を行う。

ロ. 社寺関連遺跡

① 社寺を構成する歴史的な建築物等

木造又は石造の歴史的な建築物については、宗教行為と適切な調整を図りつつ、厳密な保存管理を行う。

② 境内の地形を構成する工作物

境内を構成する自然的地形、造営に当たって人為的に形成された地割・参道・石垣・法面等の地形、水路・園池・橋梁・灯籠・石塔婆等の工作物については、そこで行われる宗教行為との適切な調整を図りつつ、厳密な保存管理を行う。

③ 社叢林、境内林、参道の並木

社寺境内に群生し、深遠なる雰囲気醸し出す樹木又は樹林・参道の並木等の樹木については、必要に応じて保護増殖等の措置を採るなど適切な育成管理を行う。

ハ. 自然的名勝地

① 地形

山岳・丘陵・河川・滝・海浜等の地形の維持を図る。ただし、自然の営力による地形の変容については、本来、自然的名勝地が自然の遷移の中で捉えられるべき性質を持つことから、それらの本質的価値の保存の観点を十分考慮しつつ、弾力的に対応することとする。また、それらが信仰に深く関連する行場などである場合には、そこで行われる各種の神事など宗教的行為の継続にも十分配慮し、精神的又は文化的な価値との調和に努めることが重要である。

② 樹林

天然林・人工林等の樹林の性質を踏まえ、各々の適切な保存管理を図る。特に人工

林については、紀伊山地特有の林業に関連する文化的景観として、植林から伐採に至る周期等の施業の在り方を踏まえた保存管理を図ることとする。また、吉野山のサクラなど、老齢木の保護や若木の植栽にも努めることとする。天然林については、天然記念物と同等の取扱いが必要である。

③ 農耕地

水田及び畑地などの農耕地が、当該自然的名勝の保存管理に一定程度の役割を果たしている場合には、それらの適切な維持に努める。

④ 歴史的な建築物及び工作物

主として自然的名勝地の指定地内に含まれる社寺の建築物及び工作物とその群、伝統的町並み等の建築物及び工作物の群、橋梁、石塔、園池などの歴史的な建築物及び工作物とその群については、厳密な保存管理を図る。

二. 動植物種・地質鉱物

① 地形

海浜を構成する海食崖、砂浜、洞窟等の地形の維持を図る。ただし、自然の営力による地形の変容については、本来、自然の遷移の中で捉えるべきものであることから、それらの本質的価値の保存の観点から十分考慮しつつ弾力的に対応することとする。

② 樹林

天然林とその周辺を取り巻く人工林等の樹林の性質を踏まえ、一体的な保存管理を図る。指定地内の天然林に対しては、人為的な管理を極力行わず、自然の推移による森林の更新に委ねることが基本である。しかし、構成する樹木の更新が阻害されるなど、樹林の維持が困難な状況にある場合には、最小限の人為的な保存管理の対策を行うことが必要である。樹林内における登山道等については現状の維持的整備にとどめ、新たな歩道等の設置は行わないこととする。

③ 樹木、その他植生

神社等の境内に生育する単木又は並木等の古木については、踏圧による土壌硬化などの生育環境の悪化が起きないように十分な注意を払い、定期的な経過観察の下に樹勢の変化を的確に把握できるようにする。万一、樹勢の衰退が見られる場合には、適切な処置が必要である。

B. 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

構成資産の土地（史跡等の指定地）に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素には、構成資産の保存にとって好影響を与えるものとそうでないものの2種類があり、ともに構成資産の本質的価値を構成する諸要素の保存管理に深く関

わっている。したがって、特に後者については土地を公有化することも視野に入れ、影響の緩和対策を進める必要がある。

① 自然の地形

構成資産の本質的価値を構成するものではないが、それらと一体となって構成資産の土地を成している自然の地形については、適切な保存管理を図ることとする。

② 森林又は植栽木及び樹林

後世に植樹された構成資産の土地に存在する樹木又は樹林については、当該構成資産の好ましい景観形成に資するよう適切に制御するとともに、本質的価値に悪影響を及ぼすことが予想される場合には、伐採・除根をも含めて対応方法を検討していくこととする。

③ 集落又は市街地を構成する建築物及び工作物

名勝の指定地に含まれる集落又は市街地においては、公益上必要なもの以外の建築物及び工作物の新築・増築・改築を原則として許可しないこととする。生活上必要な必要最小限の新築・増築・改築であっても、自然的名勝の景観に与える影響を十分考慮した内容とすることが必要である。また、自然的名勝の保存管理に悪影響を及ぼすものについては、場合によっては撤去も考慮しつつ、修景等の整備によって景観に与える影響を緩和できるよう改善の指針を定めることとする。

④ 社寺の境内に含まれる歴史的建築物及び工作物等以外の建築物及び工作物

社寺の境内に含まれる歴史的な建築物及び工作物以外の現代的な建築物及び工作物、利活用のために設置された説明板・案内板・道標・便所及び休憩施設等の便益施設、照明施設等については、当該構成資産の好ましい景観の保護に資するよう全体の調和を図りつつ適切に整備していくこととする。また、構成資産の本質的価値はもちろんのこと、構成資産の景観に悪影響を及ぼすことが予想される場合には、撤去も視野に入れて対応方法を検討していくこととする。

⑤ 道路とその関連施設

指定地内を通過する道路とその関連施設については、公益上必要な最低限のものを除き、新設又は既存のものゝ幅を許可しないこととする。また、既存のものについては、修景等の整備によって環境に与える影響の緩和に努めることとする。

⑥ その他の人工物

通信鉄塔・広告塔・看板その他の人工物については、構成資産の本質的価値に悪影響を与えるものの設置を許可しないこととする。生活及び生業上必要と認められる最小限のものについては、規模・色彩・素材等の観点から外観の調和に努めることとする。

る。

また、海岸の防潮堤、河川の堤防をはじめとする防災諸施設及び橋梁、栈橋、突堤等の漁港に関連する施設の設置については、生活及び生業上必要と認められるものに限って許可することとし、規模・色彩・素材等の観点から外観の調和に努めることとする。

(2)構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

A. 自然的要素

① 自然の地形

周辺の山岳・丘陵・河川・海浜等の自然地形について、指定地内と一体となった保全に努める。

② 森林

天然林や人工林など森林の保護や維持・管理等の目的に応じて適切な管理を行う。

③ 農耕地

水田及び畑地などの農耕地が当該史跡等の保存管理に与える効果を評価し、それらの適切な保全に努める。

B. 人文的要素

① 集落及び市街地を構成する建築物及び工作物

指定地周辺の集落及び市街地を構成する建築物及び工作物については、指定地内と一体となった保全に努める。特に構成資産の適切な保存管理に悪影響を及ぼすものについては、場合によっては撤去も考慮しつつ、修景等の整備によって改善を行うこととする。

② 道路とその関連施設

構成資産の土地である史跡等の周辺において道路とその関連施設の計画がある場合には、構成資産に与える影響の観点からそれらの位置・規模等に関する十分な検討を行うとともに、場合によっては建設の是非について判断することも必要である。また、既存の道路とその関連施設については、修景等の整備によって景観に与える影響の緩和に努めることとする。

③ その他の人工物

通信鉄塔・広告塔・看板その他の人工物については、規模・色彩・素材等の観点から、外観の調和に努める。構成資産の土地である史跡等の周辺において人工物の設置計画がある場合には、構成資産に与える影響の観点からそれらの位置・規模等に関する十分な検討を行うとともに、場合によっては建設の是非について判断することも必

要である。

また、海岸の防潮堤、河川の堤防をはじめとする防災諸施設及び橋梁・栈橋・突堤等の漁港に関連する施設の設置については、規模・色彩・素材等の観点から外観の調和に努めることとする。

第4章 周辺環境の一体的な保全(緩衝地帯)

世界遺産の構成資産の中には、線状に延びる道や河川、海岸等の地域を多く含み、それらが現代の集落内とその隣接地を通過している部分や、自動車の通行する道路と交差又は並行している部分などもある。また、信仰や宗教と密接に関連する山岳・河川・滝等の自然的地域の中には、現代の集落や道路に隣接する部分もある。このような部分を含め保存管理を適切に進めるためには、構成資産のみならず沿道・川沿いを含めた周辺の集落や森林などから成る文化的景観の地域を十分視野に入れた包括的な保全の方策が不可欠である。

構成資産の中には、自然公園法に基づく自然公園や森林法に基づく保安林の指定地域に含まれ、結果的に構成資産と一体となった景観の保全が図られている。一方、保全の措置が十分でない区域については、緩衝地帯として、3－(2)「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」の各項目において述べた保全の方法を十分踏まえて、市町村が景観保護条例を定め、史跡等の周辺環境の保全対策を講じた。

第5章 整備と活用

構成資産を確実に保存管理するためには、地域住民及び地域外からの参詣者又は来訪者に対して、構成資産の本質的価値とそれらの保存管理の必要性について十分な情報提供が行えるよう適切な整備活用の施策を進めることが必要である。整備活用計画の策定に当たっては、以下の7点を踏まえることが必要である。

なお、参詣道の整備活用計画の詳細については、各県において別途定めている。

(1) 歴史的事実に基づいた客観性の高い修理・復元の方針を定めること

参詣道とその付属施設、社寺の歴史的な建築物及び工作物の修理・復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果に基づいて高い精度を追求することが必要である。また、道の歴史的な雰囲気保全にも十分配慮し、景観に悪影響を与えている施設等の緩和対策等について、技術的手法の検討を行うことが必要である。

(2) 安全性及び利便性にも配慮した参詣道の整備を行うこと

資産に含まれる参詣道は、修行の道であるとともに一般参詣者の道や地域住民の生活道でもあることから、歴史上・学術上の価値の保存管理を第一義としつつ、歩行の安全性及び利便性との調整にも十分配慮した整備を行うことが必要である。

(3) 参詣道の連続性が認識できるような整備を行うこと

自動車の通行する道路と重なっている区間も含め、意匠の統一された道標や説明板等を適切な位置に設置するなど、霊場をめぐる経路の全体性又は連続性を認識できるような整備の手法を導入する必要がある。

(4) 周辺環境をも視野に入れた整備を行うこと

構成資産の土地である史跡等の周辺環境をも視野に入れた整備計画を策定するとともに、特に参詣道については自動車の通行する道路と重なっている区間をも含め、適切な整備方針の下に良好な景観形成を目指して誘導を図っていくことが必要である。

(5) 適切な活用施設の設置を計画すること

構成資産の景観に対する影響を十分考慮しつつ、適切な位置において、参詣者に対する情報発信のための活用施設や便益施設の整備について検討することが必要である。

(6) 適切な情報提供に努めること

参詣者や登山客に対し、構成資産の歴史的・文化的価値や参詣・見学の経路に関する情報を提供するなど、適切な普及啓発に努める。また、一般参詣者を対象とする資産の活用プログラムや、学校教育及び社会教育における資産の活用プログラムなどについても、積極的に検討することが必要である。

(7)適切な観光資源としての利活用の誘導に努めること

世界遺産は地域にとって重要な観光資源でもあるが、観光が遺産に対して過度な圧力を生むことがないよう適切な誘導に努めることが必要であり、このことを十分視野に入れた整備活用計画の立案を行う。

第6章 運営体制の整備

保存管理の基本方針と方法を徹底させるために、以下の5点について十分考慮することとする。

(1)市町村の体制強化

構成資産が所在する各市町村に文化財保護の担当専門職員を配置し、史跡等を含む構成資産の保存管理体制の強化を図ること。

(2)県及び文化庁による支援体制の強化

三重県・奈良県・和歌山県及び文化庁において、構成資産が所在する市町村が適切な保護を遂行できるよう支援の体制を強化すること。（図3参照）

(3)管理団体・県・文化庁における連携強化

所有者である社寺、市町村、三重県・奈良県・和歌山県及び関係諸機関は、文化庁との連携の下に、相互の間において緊密な情報交換と連携が行えるよう以下のような体制を整備すること。なお、各県ごとに整備する具体的な体制については、各分冊において示すとおりである。

- ①三重県・奈良県・和歌山県は、各県知事の下に教育委員会を中心として関連部局が構成する『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』（以下、「三県協議会」という。）を設置し、各県下における構成資産の保存管理及び運営に関する情報交換及び意見調整を行うこと。さらに、三県協議会の新設に伴って、従来から設置されていた「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会、各県下の世界遺産学術調査委員会などの専門家会議を三県協議会の下に専門委員会として再整理した。
- ②文化庁及び三重県・奈良県・和歌山県の教育委員会は定期的な会議を開催し、世界遺産の保存管理・運営に関する情報交換及び意見調整を行うこと。
- ③その他、必要に応じて環境省をはじめ関係諸機関とも適切に連絡・調整を行うこと。

(4)意識啓発のための企画の推進

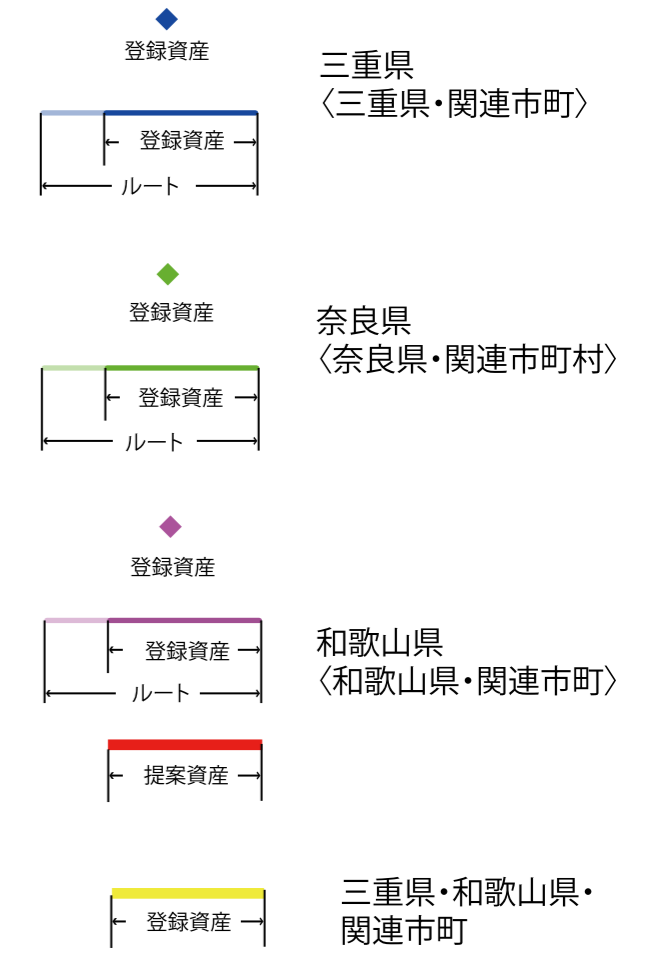
地域住民が世界遺産を誇りにし、それらを構成する各史跡等、国宝及び重要文化財の適切な保存管理の在り方について認識を共有できるように、所有者である社寺、3県・市町村が中心となって、各種の教育・交流の取組を進めること。

(5)管理運営のための人材育成及び組織づくりの推進

構成資産の適切な公開活用及び管理運営の諸事業に対する地域住民の主体的な参加を促すために、3県・市町村が中心となって人材の育成と組織づくりに努めること。

図.3

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」における構成要素の管理団体



- <構成要素>
- | | |
|------------|---------------------|
| 1 吉野・大峯 | 3 高野山 |
| 001 吉野山 | 014 丹生都比売神社 |
| 002 吉野水分神社 | 015 金剛峯寺 |
| 003 金峯神社 | 016 慈尊院 |
| 004 金峯山寺 | 017 丹生官省符神社 |
| 005 吉水神社 | |
| 006 大峰山寺 | 4 参詣道 |
| | 018 大峯奥駈道 |
| 2 熊野三山 | 熊野参詣道 |
| 007 熊野本宮大社 | 019 中辺路 |
| 008 熊野速玉大社 | 020 小辺路 |
| 009 熊野那智大社 | 021 大辺路 |
| 010 青岸渡寺 | 022 伊勢路 |
| 011 那智大滝 | 高野参詣道 |
| 012 那智原始林 | 023 町石道 |
| 013 補陀洛山寺 | BIS-023-001~004 三谷坂 |
| | BIS-023-005 京大坂道不動坂 |
| | BIS-023-006~015 黒河道 |
| | BIS-023-016~042 女人道 |